

選・舉 人 の 心 得

- 一、選挙の當日必ず本人が持参し所定の投票所の受付に提示して入場して下さい。
- 二、投票所に入らば選挙人名簿の對照を受け投票用紙を受取つて下さい。點字に依り投票をしようとする選挙人は其の旨を同時に申し立て點字の投票用紙を受取つて下さい。
- 三、投票用紙に議員候補者一人の氏名（候補者の氏名以外は一切自分の氏名も記載することは出来ません）を自書し折疊んだ上投票箱に入れて下さい。

何々選挙何郡（市）町村何投票所投票管理者

氏 名 ㊦

(三號様式)

投票用紙類受拂報告

種 別	受	高	使	用	高	汚	損	高	残	高
投票用紙										
假投票用封筒										
特別投票用封筒										
特別投票者證明書用紙										
特別投票者證明封筒										

右の通りにつき殘餘及汚損の分を添付して報告します

年 月 日

市町村會議員選挙管理委員會委員長

氏 名 ㊦

(第四號様式)

投票に關する調

何 投 票 區

選挙人名簿ニ登録セラレタル者ノ總數	投票ヲ爲シタル者ノ總數	棄權シタル者ノ總數	計	選挙人名簿ニ登録セラレタル者ノ總數	選挙ノ當日迄ニ選挙権ヲ失ヒタル者ノ總數	自ラ議員候補者ノ氏名ヲ書スル能ハザル者ノ總數	死亡シタル者ノ總數	計

右報告します

年 月 日



一	成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ				
二	候補者ニ非ザル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ				
三	一投票中二人以上ノ候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ				
四	被選舉權ナキ候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ				
五	候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ				
六	候補者ノ氏名ヲ自書セザルモノ				
七	候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ				
八	縣會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ				
九	其ノ他				

備考

八の欄は道府縣制第八條第三十二條又は第三十六條の規定による選挙の場合に限り記載すること。

投票所、開票所及び選挙會場の標札

(知事) 選挙  
 (縣會議員) 選挙  
 (何選挙區) 何市(町)(村)第何投票區投票所

(知事) 選挙  
 (縣會議員) 選挙  
 (何選挙區) 何(市第)(町)(村)開票區開票所

(知事) 選挙  
 (縣會議員) 選挙  
 (何選挙區) 選挙會場

(第九號様式)

(知事)(縣會議員) 選挙開票の結果報告

得票數	候補者氏名	備考

右の通り報告致します

年 月 日

選挙長 宛

何選挙(何選挙區)何開票區開票管理者 氏

名 印

(第十號様式)

疏明書

住所

縣

(市) 郡

(町) 大字

番地

職業

何々

(成るべく明細に記載すること)

選舉人 氏

名

右は左の事由により

年 月 日

日執行の(知事)

(縣會議員) 選舉の當日自ら投票所に行き投票することが

できないが何々のため證明書を提出することができないのでその旨をここに疎明します。

年 月 日

選舉人 氏

名 ⑤

「一、

年 月

日午後何時何分(總噸數何噸)

(積石數何石)に乗り組み何港出帆何地沖合で(何

々漁業に従事し)

年 月

日午後何時何港に歸着

「二、

年 月

日午後何時何線第何列車に乗務し

年 月

日午後何時何驛に

歸着

「三、

年 月

日午後何時から

年 月

日午後何時まで(市) (町) 何投票區にお

いて(選舉事務) (投票所監視) (何々)に従事す

「一、

年 月

日午前何時から

年 月

日迄(府)

(市) 郡

(町) 村

(町) 村名

が明らかでないときは省略してもよい)においてその例とするところに従ひ何々(職業又は業務をなるべく明細に記載)に従事中

「二、

年 月

日から

年 月

日まで頭書住所の地で何々(職業又はなるべく明細に記載)に従事中

備考

道府縣制施行令第十六條ノ二第一項第五號の事由に關する疏明書の職業の記載について十日以上その屬する投票區所在の郡市外で職務又は業務に従事するのを例とするものであることを明らかにすること

選舉管理委員會告示第四號

知事選舉公報發行に關する規程を次の通り設定した。

昭和二十二年三月十四日

鳥取縣會議員選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

知事選挙公報発行に關する規程

- 第一條 知事候補者、選挙公報に政見等の掲載を受けようとするときは、選挙の期日前十三日目までにその同一掲載文二通を添付し申請書（別記第一號様式）を縣會議員選挙管理委員会（以下縣委員会という）に提出すること。
- 第二條 掲載文は、インキ、墨又は複寫紙で明瞭に縦書きすること。
- 第三條 掲載文は通常使用する漢字、平假名又は片假名、句點、讀點、傍ボツ、圈點、鈎及び小括弧を以て記載し、その他の文字、符號、圖畫、圖表、寫眞の類等はこれを使用することができなからず、句點、讀點、傍ボツ、圈點、鈎及び小括弧は道府縣制施行令第二十條ノ三において準用する衆議院議員選挙法施行令第八十七條ノ四第二項の規定による字數には算入しない。
- 平假名又は片假名の使用は、申請掲載文の用字による。
- 掲載文中第一項の規定に違反して記載した箇所は掲載しない。
- 第四條 知事候補者既に提出した掲載文の修正をしようとするときは修正した同一掲載文（輕微な場合は修正の箇所を對照した文書）二通を添付して申請書（別記第二號様式）を縣委員會に提出すること。
- 前項の申請は第一條の規定による期限後はこれをなすことができない。
- 第五條 知事候補者、既に申請した掲載文の掲載を受けない旨の申請をしようとするときは申請書（別記第三號様式）を縣委員會に提出すること。
- 第六條 掲載文掲載の順序のくじを行つ日時、場所は別に定めて告示する。
- 第七條 選挙公報は新聞紙一頁大又は二頁大とし別記第四號様式による。但し立候補者の數又は印刷の都合でこれを變更することができる。

れを變更することができる。  
掲載文は左の範圍内の活字で黒色に印刷する。

- 二五、二ポイント
  - 一八、九ポイント
  - 一一、六ポイント
  - 九、四ポイント
  - 六、三ポイント
- 見出しその他本文以外に使用  
本文に使用

- 第八條 掲載文が文字の配置の状態で所定の選挙公報掲載文記欄に収録できないときはその配置の變更をすることがある。
- 第九條 道府縣制施行令第二十條ノ三において準用する衆議院議員選挙法施行令第八十七條ノ五第二項又は第三項の規定により掲載文の全部又は一部を選挙公報に掲載しない場合も雖も申請者に對してその旨を通知しない。
- 第十條 一旦提出した掲載文は事由の如何に拘らずこれを返付しない。
- 第十一條 知事候補者死亡し、若しくは知事候補者を辭したとき、又は第五條の規定による申出をしたときと雖も選挙公報發行手續に着手したときは、その發行手續は中止しない。
- 前項の事由が第一條の規定による申請者全部について生じたときは、選挙公報發送前はその發行の手續は中止する。
- 第十二條 選挙公報は、選挙の期日前五日目までに市町村會議員選挙管理委員会に送付するものとする。但し印刷又は輸送の都合により多少の變更があることがある。

市町村會議員選舉管理委員會は前項により送付を受けた選舉公報を、その部數に應じて各世帯に配付し、又は適當の場所に公示し、若しくは各世帯に回覧する等の方法を講じること。  
 天災その他已むを得ない事由により選舉公報を發行できないとき、又は配付できないときは、その手續を中止する。

第十三條 選舉公報の印刷に誤りがあつたときは鳥取縣公報で正誤する。

第十四條 知事候補者、選舉公報に關する文書を郵便で提出するときは封筒の表面に「選舉公報に關する文書」と朱書すること。

附 則

この規程は次の選舉からこれを施行する。

(別 記)

(第一號様式)

選舉公報掲載申告書

選舉公報掲載文 字數何字別紙の通り(二通)

知事候補者の氏名 (振假名をつけること)

同 住 所

通信受領の場所

右申請致します

市 郡 市 郡 市 郡

町 村 町 村 町 村

番地

(電話 何 番)

縣會議員選舉管理委員會宛

(第二號様式)

選舉公報掲載文修正申請書

修正した掲載文 字數何字 (増) 別紙の通り(二通)

掲載申請年月日 年 月 日

知事候補者氏名

右申請致します

年 月 日

縣會議員選舉管理委員會宛

備考 印鑑は掲載申請に使用したものを使用すること。

(第三號様式)

選舉公報掲載辞退申請書

知事候補者氏名

掲載申請年月日

右掲載を辞退致します

年 月 日

氏

名 ④

縣會議員選舉管理委員會宛

備考 印鑑は掲載申請に使用したものを使用すること

(第四號様式)

(縣會議員選舉管理委員會)	
年月日執行	
知事選舉公報	

備考

一頁登載者数は原則として四人とするが立補候者の数又は印刷の都合等により五人或は六人に増加することがある。

選舉管理委員會告示第五號

知事選舉及び縣會議員選舉における投票時間を次の通り決定した。

昭和二十二年三月十四日

鳥取縣會議員選舉管理委員會委員長

上 根 政 幸

投票開始

午前七時

投票終了

午後六時

00645

選舉管理委員會告示第六號

知事選舉並びに縣會議員選舉における投票用紙の様式を次の通り定めた。

昭和二十二年三月十四日

鳥取縣會議員選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

一、知事選舉投票用紙

表面折目

# 知事選舉投票

縣印

00646

裏面折目

被選舉人

## ◎注 意

- 一、知事候補者の氏名を次の欄に一人書くこと
- 二、知事候補者の氏名以外は書かないこと



二、縣會議員選舉投票用紙

表面折目

縣會議員選舉投票

縣印

裏面折目

被選舉人

注意

- 一、縣會議員候補者の氏名を次の欄に一人書くこと
- 二、縣會議員候補者の氏名以外は書かないこと

選舉管理委員會告示第七號

道府縣制第二十二條ノ第二項ノ規定により市の區域を分けて次の通り開票區を設定した。

昭和二十二年三月十四日

鳥取縣會議員選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

鳥 取 市		開票區名	區	劃
第一開票區	第一、第二、第三投票區			
第二開票區	第四、第五、第六投票區			
第三開票區	第七、第八、第九投票區			
第四開票區	第十、第十一、第十二投票區			
第五開票區	第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八投票區			
第六開票區	第十九、第二十、第二十一投票區			
第七開票區	第十二投票區			
第八開票區	第二十三、第二十四投票區			
第九開票區	第二十五、第二十六、第二十七投票區			
第十開票區	第二十八、第二十九、第三十投票區			

米 子 市		開票區名	區	劃
第一開票區	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七投票區			
第二開票區	第八、第九、第十、第二十三、第二十四、第二十七、第二十八投票區			
第三開票區	第十一、第十二、第十三、第十四、第二十五、第二十六、第二十九、第三十投票區			
第四開票區	第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十一、第二十二投票區			